

役員、評議員及び会計監査人の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人海外漁業協力財団（以下「本財団」という。）定款第17条及び第35条の規定に基づき、役員、評議員及び会計監査人の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 役員とは、理事及び監事をいう。
- 2 常勤役員とは、専務理事及び常務理事をいう。
- 3 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者とする。
- 4 評議員とは、定款第13条に基づき置かれる者をいう。
- 5 会計監査人とは、定款第28条に基づき置かれる者をいう。
- 6 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- 7 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の職務の対価として報酬を支給することができる。

- ② 理事長及び常勤役員の報酬の額は、別表の範囲内で、理事長が評議員会の承認を得て決めるものとする。
- ③ 非常勤理事（理事長を除く。以下同じ。）が、理事会等へ出席及びその他職務に従事した場合は、1日当たり20,000円を報酬として支給する。
- ④ 非常勤監事が、理事会及び評議員会へ出席並びに監事監査の実施、その他職務に従事した場合は、1日当たり20,000円を報酬として支給する。
- ⑤ 評議員が、評議員会等へ出席及びその他職務に従事した場合は、1日当たり20,000円を報酬として支給する。
- ⑥ 役員及び評議員に賞与は支給しない。
- ⑦ 常勤役員が役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任したときは、評議員会の承認を経て、「役員退職慰労金支給規程」に基づき退職慰労金を支給する。
- ⑧ 理事長、非常勤役員及び評議員に退職慰労金は支給しない。
- ⑨ 会計監査人には、監事の同意を得た上で、理事会が決議する年額報酬を支給することができる。

(報酬の支給方法)

第4条 理事長及び常勤役員に対する報酬の支給日及び支給方法等は、職員給与規程に準

ずる。

- ② 非常勤理事、非常勤監事及び評議員に対する報酬等は、理事会及び評議員会等への出席等の都度支給する。
- ③ 会計監査人の報酬の支給時期及び方法は、会計監査人と本財団との間で締結する契約に従うものとする。

(費用)

第5条 本財団は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- ② 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程に準ずる。

(公表)

第6条 本財団は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益法人の設立登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 この規程の施行により、昭和48年6月16日実施「財団法人海外漁業協力財団役員報酬支給規程」、昭和51年12月15日施行「財団法人海外漁業協力財団役員報酬支給規程細則」、昭和48年8月20日決裁「評議員の謝金について」及び平成20年10月24日施行「非常勤役員に対する費用の支給について」は廃止する。

附 則

この規程は、水産庁長官の承認のあった日（平成24年6月12日）から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。

(別表)

理事長及び常勤役員の報酬

1 理事長、常勤役員の報酬は、次に掲げる額以内とする。

役 職	俸給年額
理事長	6, 1 4 0 千円
常勤役員	1 4, 1 0 0 千円

2 俸給は、俸給年額を12等分した額を毎月支給する。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数の額は、3月分支給額で調整する。